

PCサポートステーション 修理利用規約

平成 20 年 1 月改定

本規約は、パソコン修理依頼者（以下「お客様」といいます）が、株式会社アイティソリューションズ及びPCサポートステーションのスタッフ（以下「PCサポートステーション」といいます）に修理の依頼をされる場合の基本条件を定めたものです。お客様が、PCサポートステーションに修理をお申し込み頂く時は、本規約について同意されたものとさせていただきます。尚、本規約は予告無く見直すことがありますので予めご了承下さい。

第 1 条（修理の定義）

修理とは、日本国内において故障したパソコン及び液晶モニタ等の関連機器をハードウェアとしての機能もしくは性能を修復・維持する行為をいいます。尚、ハードディスク内にあるデータの復元についてはデータの破損状況もしくはディスクの破損状況により救出できる確率が変動しますのでご了承ください。

第 2 条（ウイルス、スパイウェア駆除について）

修理の際にウイルス、スパイウェア駆除作業が必要と判断された場合には、最初に御見積もりした料金が変動いたします。駆除作業実施前に、再度御見積もりを提示させていただきます。

第 3 条（修理の流れ）

PCサポートステーションの修理業務の流れは、次の通りです。

- 1) 店舗持込、電話、Web による作業依頼を受付。
- 2) お客様の申告に基づいた料金提示（作業見積もり）をした上で受注。
- 3) 受注内容により、持込、出張、配送業者を使った送付のいずれかで業務確定。
- 4) 最初にお客様の申告された症状が起きているのか現状把握（診断）を行います。ここで申告内容に相違が発生し、提示した修理金額で終わるかどうかが再見積もり致します。
- 5) その際、お客様の承諾が得られた場合のみ次のステップとして修理作業に進みます。詳細な診断を行い障害の原因を特定できた場合は診断料として¥4,200 を頂きます。また、出張が発生している場合は出張費（地域により¥2,100 から）を加算させていただきます。
- 6) 部品交換や持参工具では現場での修理が完了できない場合は持ち帰り作業となる場合があります。
- 7) データ復元において障害の程度によっては1週間程かかる場合があります。また、特殊なハードディスクの場合修復部品を入手するのに時間がかかる場合があります。
- 8) ノートパソコンなどの液晶画面を修理する際、場合により1日から10日の日数を頂きます。
- 9) 修理部品入手の都合上、メーカーに修理依頼する場合があります。その場合、諸経費として¥4,200 を申し受けます。

第 4 条（修理作業の内容）

PCサポートステーションによる修理作業は次の通り行います。

- 1) 故障した部位を特定し部品単位で機能・性能が同等な新品部品あるいは再利用部品と交換致します。
- 2) 修理・再利用が困難な簡易修理部品は、新品部品と交換いたします。

※主な対象部品：キーボード、カバー類、ACアダプタ、バッテリー等

第 5 条（取り外した部品の所有権）

取り外した部品の所有権は、PCサポートステーションに帰属します。

第7条（修理料金の支払い）

有料修理の場合、お客様はいずれかの方式により修理料金をお支払い下さい。

- 1) 現金払い 修理完了品の納品の際代金引換にてお支払いください。

クレジットカード払いは現在のところ、お取り扱いいたしておりません。

- 2) 銀行振込

銀行振込払いは株式会社、有限会社等の法人格を持つお客様及び個人様でもお受け致します。但し、都合により銀行振り込みによるお支払いをお受けできない場合がございますので予めご了承下さい。

個人のお客様の場合は入金確認後に修理完了品の納品となります。

PCサポートステーションは、低価格料金体系で料金設定をしているということをご理解願います。

御請求書は株式会社アイティソリューションズが発行し修理完了品納品時に同梱いたします。受領後、ご請求書記載のお支払期日までに修理請求書宛名名義で請求書記載の指定口座までお支払い下さい。＜裏面へ＞

その際の振り込み手数料はお客様負担をお願い致します。お支払期日を過ぎてもお支払いが無い場合、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金のご負担を申し受けます。

第8条（修理品の保証期間）

修理完了後、同一現象で同一箇所の原因により再修理を要すると当該修理を実施したPCサポートステーションが認めた場合は、修理完了日より3カ月の期間内にて無償で再修理を行います。但し、下記事由による場合は保証対象外と致します。

- 1) 症状が同じでも故障箇所が異なる場合。
- 2) 取り扱いの誤りによる故意の場合。
- 3) ご使用者が部品、回路、その他改造した場合。
- 4) 天災地変などによる故障または損害の場合。
- 5) 領収書又は支払い証明控えを紛失または破棄しご提示のない場合。

第9条（損害賠償）

PCサポートステーションではいかなる場合にもお客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害及び第三者からお客様に対してなされた賠償請求に基づく損害について責任を負わないものとします。

第10条（補償）

PCサポートステーションでは過失や輸送中のトラブルに関する損害賠償を受ける場合においても原則として修理をもって対応致します。万が一補償が発生した場合でも、その商品の価値はご購入時の価格ではなく減価償却後の残存価値、又は現在販売されている同等の商品の価格が対象となります。

第11条（機密保持）

PCサポートステーションは、修理業務で知り得たお客様の経営上、業務上の秘密・プライバシー・個人情報を第三者に漏洩、開示をいたしません。但し、次の各号に該当する場合はお客様の事前の同意を得ることなくお客様の個人情報を第三者に提供することがあります。

- 1) 法令の定めに基づく場合。
- 2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、お客様の同意を早急に得ることが困難である場合。

個人情報の取り扱いについては、当社HP上に記載の個人情報のポリシーをご覧ください。

第12条（免責事項）

1) データ復元の作業を実施する場合、障害のあるHDDやメディアでは電源を投入しスキャンしただけで障害の状態がさらに悪化する場合があります。通常、PCサポートステーションでは直接原本データに変更を加える

ことは稀でデータを作業用設備にイメージコピーしてから救出作業を行っております。細心の注意を払って作業していますが、万一作業によって障害のあるHDDやメディアの状態がさらに悪化したとしても、責任を負わないものとしします。

2) PCサポートステーションではパソコンの分解や各部品の取り外しの際に細心の注意を払って分解しますが、それでもパソコンのはめ込み部分の傷付き、プラスチック部品の折れなどが生じる場合があります。機能に影響をおよぼさない範囲での部材損傷に対して責任を負わないものとしします。

第13条 (キャンセル)

作業開始後 (お客様に承諾を得た後) にお客様の事情でキャンセルがあった場合は基本料金 + 出張費 + 配送費の50%を請求させていただきます。作業完了報告後のキャンセルはお受けいたしません。

第14条 (その他)

1) 本規約は日本国内においてのみ有効です。PCサポートステーションでは本規約に明示した条件のもとにおいて修理を致します。従って本規約によりお客様の法律上の権利を制限するものではありません。本規約に定めない事項については日本国の法令に依るものとしします。

2) ハードディスクの交換や初期インストール作業時にデータ転送及び復元作業の御依頼が無い場合は記憶装置に記憶された内容は消去されます。記憶装置に記憶された内容は、故障や障害の原因にかかわらず、その損失・損害についてはPCサポートステーションでは一切その責任を負いません。(記憶装置内の内容につきましては、お客様の責任において事前にバックアップをお取りください)

3) お客様ご自身が貼られたラベル類や、お客様により行われた塗装・刻印等については、外観部品の交換を要する修理において元の状態への復旧は致しかねます。予めご了承ください。

4) PCサポートステーションは、何らお客様に通知することなくいつでも本条件の定めを変更できるものとしします。